第１１章　　公害苦情

１．苦情の状況

本市における平成２７年度の苦情受付件数は１０１件で、内訳は表１１－１のとおりです。

表11－1　公害苦情の種類別発生状況　（単位:件）

年　　度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
大気汚染	9	8	5	6	4	6	10	3	21	31
水質汚濁			2	2	4	2	3	7	5	10
騒　　音	1	2	1	1				3	5	2
振　　動						2				
悪　　臭	2	2	4	1		1	1	5	3	10
廃 棄 物	3	3	5	14	4	5		9	40	46
そ の 他	1			4	5	5	5		1	2
計	16	15	17	28	17	21	19	27	75	101

（注）大気汚染：野外焼却等に関する苦情
　　悪　　臭：事業所等からの悪臭に関する苦情
　　この表以外にも、空き地の不適切な管理による雑草の繁茂等の苦情があります。

２．苦情の処理方法

市民からの苦情は、そのほとんどが電話で直接市へ寄せられたものです。これらの苦情は、次の方法で処理しています。

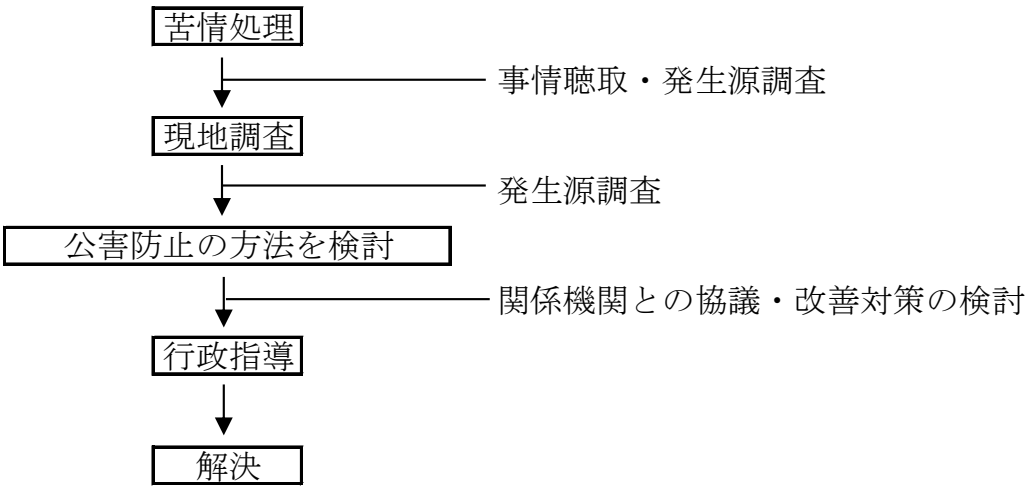

法や条例による規制の対象外の苦情も多く、解決のための決め手を欠く場合も多くあります。このような場合には、発生原因者と苦情申立者を説得し、解決のための接点を探っていくことになります。
また、軽微なものであれば、状況確認だけで終えるものや原因者へ苦情内容等を連絡するだけの場合もあります。

第１２章　　環境美化と環境衛生

１．環境美化

（１）美保湾海岸線の環境保全

快適な市民生活を支えていくためには、水質汚濁や大気汚染を防止することはもちろん、失われつつある貴重な自然環境を保全していくことも大切です。

本市では、白砂青松に恵まれた美保湾の海岸線の環境を保全していくため、平成３年度に海浜清掃車（ビーチクリーナー）を購入し、砂浜の定期清掃に取り組むとともに、緑地松林地帯については、市民や事業所等のボランティアによる積極的な清掃活動を背景に、市民と事業所と行政が一体となった海浜地の美化に取り組んでいます。

（２）境港市一斉清掃

平成９年度「山陰・夢みなと博覧会」（平成９年７月１２日～９月２８日）開催前に、県下一斉の清掃活動「トリピーのクリーン大作戦」が実施されたことをきっかけに、毎年「境港市一斉清掃」を実施しています。この市民総参加による一斉清掃活動により、市民一人一人の環境美化意識の高揚が図られています。また、平成１７年１１月には、中海・宍道湖が「ラムサール条約」に登録されたことを契機に、鳥取県と島根県が連携して、「中海・宍道湖一斉清掃」が実施されています。

【平成２７年度境港市一斉清掃実施内容】（中海の集計値を記載）

- 日　　時　平成２７年６月１４日（日）　午前８時半～１０時
- 場　　所　市内一円
- 活動内容　散乱ごみの清掃
- 参加人員　２６６名
- 実　　績　可燃ごみ：約２１０ｋｇ　　不燃ごみ：約９０ｋｇ

（３）鳥取県環境美化の促進に関する条例

鳥取県では、平成９年７月より、全県域での「ごみのポイ捨て禁止」を定めた「鳥取県環境美化の促進に関する条例」を施行しています。

特に環境美化を計画的に進める必要がある地区は、「環境美化促進地区」に指定され、空き缶やタバコの吸殻などのポイ捨てをした場合には２万円以下の罰金が科せられます。

境港市内では、平成１２年１月１日より「水木しげるロード」（大正町～本町）が指定されています。

また、毎年９月及び１０月は、「環境美化促進月間」とされ、県内で様々な取組が実施されています。

（４）空き地等の適正管理

近年、空き地等の不適切な管理による雑草の繁茂、害虫の発生、不法投棄などの苦情が市に多数寄せられています。

「境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」では、「空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように除草するなど、清潔を保つ等適正な管理に努めなければならない。」とあり、空き地所有者の責務を規定しています。

市では、空き地に関する苦情があった場合、所有者に対して適正管理をお願いし、解決に努めています。

表１２－１　空き地の適正管理に関する苦情件数　（単位：件）

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
３７	５３	４８	６２	９８	９３

（５）飼い犬のふん害等

飼い犬等の不適切な飼育によるふん･尿の害や野良猫の繁殖による環境悪化などの苦情が市に多数寄せられています。

市では、平成９年１２月に「境港市飼い犬ふん害等防止条例」を制定し、飼い主の責務等を規定しています。また、市報等による飼い主に対するマナーの呼びかけや啓発看板の設置などを行っています。

２．環境衛生

市民が健康で文化的な生活を営むためには、環境衛生の保持に努めることも重要であり、本市では、蚊・ハエ等の衛生害虫を駆除するため、薬剤の散布や都市下水路等の定期的な清掃等に取り組んでいます。

（１）薬剤の散布

市では、**ユスリカ**等の発生する側溝・水路に昆虫成長抑制剤（ユスリカ等の幼虫を成虫に羽化させない効果がある。）を散布しています。

（２）都市下水路の清掃

自治会や個人での清掃が困難な都市下水路については、市が業者に清掃を委託しています。

表１２－２　都市下水路および側溝の清掃実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
延長（m）	２，５６６	４，２８８	３，５０５	５，２４０
金額（千円）	３，９４６	４，７０８	３，０１４	３，５６６

（３）地区別側溝清掃事業

近年、高齢化や空き家の増加によって、自治会や個人で清掃が困難な側溝が増加している実情を受け、平成２６年度から自治会要望や調査を元に清掃困難な側溝について、市が業者委託によって計画的清掃を行っています。市内を３地区に分け、１年に１地区の清掃をローテーションで行うこととし、平成２６年度は渡・外江地区、平成２７年度は旧境・上道地区の清掃を実施しました。平成２８年度は余子・中浜・誠道地区の清掃を行い、３年間で市内全域の清掃を行うこととしています。

表１２－３　地区別側溝の清掃実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度実施予定
清掃地区	渡・外江	旧境・上道	余子・中浜・誠道
延長（m）	２０，２０５	４４，９３６	―
金額（千円）	９，４９７	９，８８６	―

第１３章　　環境保全普及啓発

近年、従来の産業型公害から、生活排水、空き地の不適切な管理、ポイ捨て等の都市・生活型公害へと移行しつつあり、その対応が重要な課題となってきました。本市では、市民や事業所が環境問題への意識を高め、環境に配慮した生活や企業活動を推し進めてもらうために、下記の事業に取り組んでいます。

１．こどもエコクラブ

（１）目的

環境省が提唱した事業で、小、中、高校生を対象に、数人から５０人程度のこどもと、活動をサポートする大人でグループを作り、地域で楽しく環境に親しむ活動を行うことによって、こどもに環境保全の意識をもたせることを目的としています。

（２）活動期間　　**年度単位（４月～翌年３月）**

（３）平成２７年度参加クラブ　　参加団体無し

（４）その他

全国事務局から与えられたトレーニング活動を行うと、「アースレンジャー認定書」が付与されます。また、多年活動した会員にはバッヂも送られます。

２．中海・美保湾環境学習会

○目的

平成１９年度から、小学校高学年を対象として、中海・境水道・美保湾を海上から体験し、身近な水環境の現状や自分たちに出来ることを学び、環境への関心を高めてもらうことを目的として市独自で学習会を開催していましたが、平成２２年度より「若鳥丸」の航海日程が変更され、学習会との日程が調整できず、当面の間中止することとなりました。

なお、平成２２年度からは、市独自の学習会の代替として、中海・宍道湖・大山圏域市長会主催の「中海・宍道湖自然探検クルーズ」等を活用し、子どもたちが自然に触れ、水環境への関心を高めるとともに、貴重な財産である中海・宍道湖を大切にする気持ちを育む機会を提供しています。

○中海・宍道湖・大山圏域市長会主催環境教育関連事業　参加状況（境港市関連）

事業名	開催日	コース（集合場所）	合計参加人数
中海･宍道湖自然体験クルーズ	H27.7.31(金)	中海(米子港)	７名（児童５名、大人２名）
	H27.8.5(水)	宍道湖(湖遊館)	
	H27.8.7(金)	中海(波入港)	
冬の中海･宍道湖　野鳥観察会	H28.2.20(土)	中海(水鳥公園)	６名（児童３名、大人３名）
	H28.2.27(土)	宍道湖(ゴビウス)	
春の中海･宍道湖自然観察会	H28.3.25(金)	宍道湖(ゴビウス)	２名（児童１名、大人１名）
	H28.3.27(日)	中海(水鳥公園)	

第１４章　　公害防止設備等に係る融資制度

１．境港市公害防止設備資金融資制度

中小企業者が公害防止設備を設置する場合に、これを側面から支援するために、境港市独自の制度として、公害防止施設整備に対する貸付事業を実施しています。制度の概要と貸付状況は表１４－１、表１４－２のとおりです。

表１４－１　境港市公害防止設備資金融資制度の概要

貸付対象施設	土地、建物、構築物、設備
貸付限度額	３，０００万円以内
貸付利率	別途要綱で定める利率
貸付期間	７年以内（据置期間６ヶ月を含む。）
償還方法	割賦償還
取扱金融機関	市内に店舗を有する銀行及び信用金庫並びに商工組合中央金庫米子支店
協調割合	銀 行 等　　市　１／４．３　　金融機関　３．３／４．３ 信用金庫　　市　１／３．０　　金融機関　２／３．０

表１４－２　公害防止設備資金の貸付状況

年度	貸付件数	事業者等への貸付額　（単位：千円）
昭和６１	１	１０，０００
６２	０	－
６３	１１	３０９，６００
平成　元	１１	３１９，２００
２	３	６５，０００
３	７	１０２，１００
４	１	１８，０００
５～８	０	－
９	１	６，５００
１０～２７	０	－

２．その他の融資制度

表１４－３　その他の主な融資制度

制度名	取扱機関	貸付対象
企業自立化支援資金	鳥取県	設備資金
環境産業支援資金	鳥取県	廃棄物等のリサイクル施設・設備
環境・エネルギー対策資金	日本政策金融公庫	省エネルギー・公害防止等の設備